



悩ましい遺言

MUFG相続研究所 主任研究員 入江 誠 (いりえ まこと)

L.v.ベートーヴェン(1770~1827)は、甥のカルルに全財産を遺す遺言を書いていましたが、亡くなる3日前の1827年3月23日に、次のような補足を書き加えました。「わが甥カルルが唯一の相続人たるべし。わが遺したる財産は彼の自然な、あるいは遺言による遺産相続人の手に帰すべし。」※1



周囲の人は、この「自然な」という表現は危険なので、「法定相続人」と書き直すよう勧めましたが、ベートーヴェンは修正しなかったそうです。この補足の趣旨は、軍隊に入隊していたカルルに万一のことがあっても、ベートーヴェンが嫌っていたカルルの母親には自分が遺した財産を渡したくない、ということとと思われますが、法律的な効力については、当時のドイツの法律でも疑義があったのでしょうか。

ところ変わって、アメリカの女性実業家レオナ・ヘルムズリー(1920~2007)の有名な遺言には、数十億ドルもの遺産のうち、40億ドル相当の保有株式は慈善活動用に信託基金とし、あとの財産は、彼女の愛犬の世話をするという条件付で弟に1000万ドル、4人の孫のうち2人には、少なくとも年1回の父親の墓参りを条件に各500万ドル、残る孫2人には、「彼らも知っている理由」から全く相続させない、と書かれていました。更に、愛犬には、弟を上回る1200万ドルが遺されました。当然のように裁判が起き、愛犬の相続額は200万ドルに減額、相続から外された孫2人は、それぞれ400万ドルと200万ドルを相続することとなりました。殺害予告を受けた愛犬は施設に匿われ、2010年に12歳で天寿を全う、その遺産もヘルムズリーが設定した信託に引き継がれたとのこと。因みに、その愛犬の名は「トラブル」でした。※2 日本においては、動物は財産を所有できませんので、仮に日本でヘルムズリーのような遺言があった場合、解釈が悩ましいと思います。

レオナ・ヘルムズリーの遺言による
慈善活動用信託基金を除く当初の財産分与

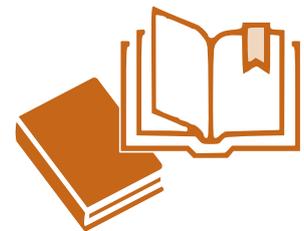


次ページへつづく▶

遺言は、しばしば遺言者の意思に沿ってか沿わずか、思わぬトラブルを巻き起こします。もっとも、そもそも遺言は、最後の思いを、誰に束縛されることもなく、自分の言葉で自由に書けばよく、その通りになるかどうかは別儀、とお考えの方もいるでしょう。従って、遺言を書くときは、とにかく思いを自分流に伝えたいのか、確実に実現して欲しいのかを整理して、後者の場合には、所定の形式を守り、専門家の力も借りて、法的な効力、執行者の資質・権限・義務なども考慮の上、実現可能性を高めることが重要です。



さて、もう一つ、残された遺言を巡って親友が悩んだと思われる例をご紹介します。「変身」、「審判」などで知られる作家、フランツ・カフカ(1883～1924)の遺言です。カフカは、親友のマックス・ブロートに、遺言で「遺稿は焼却してくれ」と頼んだようですが、ブロートは、これを守らずに出版しました。そのおかげで、無名に近かったカフカは「文学界の巨人」とまで言われるようになり、もともとは人気作家だったと言われているブロートは、「カフカの紹介者」として扱われ、「裏切られた遺言」(ミラン・クンデラ著)という本まで書かれ、非難の的となってしまいました。



実は、カフカは生前、出版にしろ、結婚にしろ、とにかく気持ちが揺れ動くことが多く、出版社に「出版しない方が嬉しい」と言っておきながら、出版されると喜んで自ら近所の本屋で10冊も買ったりしたそうです。また、婚約も3回して、全て破棄しました。ブロートは、こうしたカフカの性格も踏まえ、あえて遺稿の焼却を望む遺言の存在も公表した上で、遺稿を出版したのです。^{※3}

遺言執行者が遺言の内容を無視することは本来あってはならないことで、弊社の遺言信託であれば大問題です。しかし、遺言を公表することによる自分への非難も覚悟の上で、親友であるカフカの真意に寄り添おうとしたブロートは、素晴らしい遺言執行者だったと私は思います。



※1 新編 ベートーヴェンの手紙(下)小松雄一郎編訳 岩波書店

※2 三菱UFJ信託銀行 信託博物館 展示「有名人の遺言」より

※3 2021年8月31日 日本経済新聞夕刊 プロムナード「裏切られなかった遺言」 頭木弘樹